

伊方3号機広島仮処分：広島高裁即時抗告日は4月13日(木)

===== 2017年4月7日 直ちに解禁

2017年4月7日（広島）：

四国電力伊方原発3号機の運転差止の仮処分命令申立は去る3月30日広島地裁が却下したが、伊方原発広島裁判原告団に選出された4名の仮処分申立人はこれを不服として即時抗告を4月13日（木）に広島地裁に行う。

即時抗告状は午後3時に広島地裁に提出の予定。即時抗告は広島高裁で争われる。

提出後、申立人及び原告団・弁護団は午後3時30分ごろから広島弁護士会館（二階大会議室）で記者会見を開く予定。記者会見では即時抗告の概要を解説したブリーフィング・ペーパーが配布され、甫守一樹弁護士（東京第二弁護士会所属）が説明にあたる。会見には4人の申立人のうち広島市在住の市民も立ち会う。

（了）

問い合わせ先：伊方原発広島裁判原告団事務局

〒733-0012 広島市西区中広町2丁目21-22-203

e-Mail: saiban_office@hiroshima-net.org

URL: <http://saiban.hiroshima-net.org>

プレス担当：哲野イサク（携帯電話 090-7899-4998）

伊方原発広島裁判原告団・応援団

過去は変えられないが未来は変えられる